

たちかわ競輪ホームページ構築・運用事業委託プロポーザル審査委員会に係る事業者審査基準書

立川市が公募する「たちかわ競輪ホームページ構築・運用事業委託」に係るプロポーザル方式による事業者審査については、次に掲げる方法による。

1. 審査方式・審査機関

- (1) 本業務の審査については、たちかわ競輪ホームページ構築・運用事業委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において実施し、価格考慮型とする。
- (2) 委員会は、提出された提案書、プレゼンテーション及びヒアリング内容について審査する。

2. 審査方法等

別紙の「たちかわ競輪ホームページ構築・運用事業委託に係るプロポーザル審査実施要領の『9 審査方法等』」に掲げる審査の方法は、次の各項に定めるところによる。

(1) 審査方法の概要

- 1) 委員会は、技術点を一次選考（書類審査）と二次選考（プレゼンテーション審査）で評価し、価格点の評価（価格審査）を加味して総合的に審査する。ただし、必要により一次選考と二次選考は同時に実施することができる。（採点方法については、次ページ表「総合点の採点表」を参照）
- 2) 資格要件を満たす提案者数が1者以上あれば、審査を実施できる。
- 3) 委員会は、審査結果等を確認し、必要と認めた場合は契約候補者を特定しないと判断することができる。
- 4) 一次選考では、技術点のみを審査する。
なお、提案見積額が予定価格を超えている場合は、選考の対象外とする。
- 5) 二次選考では、最初に技術点を審査する。次に価格点を審査し、技術点と価格点を加えて総合点を採点する。

(2) 一次選考（書類審査）審査方法

委員会は、書類審査により技術点のみ審査を行い、3者程度選出する。このとき、審査にあたって必要な事項は、次のとおりとする。

- 1) 書類審査の技術点は、100点満点とする。
- 2) 書類審査の技術点は、「2. 審査方法等（5）評価項目」に基づき審査、採点する。

(3) 二次選考（プレゼンテーション審査・価格審査・総合点の採点）審査方法

委員会は、二次選考でプレゼンテーション審査を行った後、一次選考（書類審査）の結果とプレゼンテーション審査の技術点に価格点を加えて総合点を採点して契約候補者（契約交渉順位第1位）を選定する。

- 1) プレゼンテーションにより事業者より説明を受け、その内容についてヒアリングを行ったのち、技術点を採点する。点数は100点満点とする。
- 2) プレゼンテーション審査の技術点は、「2. 審査方法等（5）評価項目」に基づき審査、採点する。
- 3) プレゼンテーション審査後に、一次選考（書類審査）と二次選考（プレゼンテーション審査）から技術点を採点する。
- 4) 技術点の採点后、価格点の評価（価格審査）を加えて総合点を採点して契約候補者（契約交渉順位第1位）を選定する。
- 5) プレゼンテーション審査に当たっては、必要に応じて企画提案書を補足する資料の提出を認める。ただし、企画提案書に記載のない説明の追加、記載内容と異なる説明を追加することは認めない。

(4) 審査基準

審査の採点基準は以下のとおりとする。

- 1) 一次選考基準

技術点の点数は 100 点満点とする。

2) 二次選考基準

①総合点

点数は 100 点満点とする。

②配点比率

技術点と価格点の配点比率は 85 (点) 対 15 (点) とする。

③技術点

技術点は 85 点満点とし、下記「(5) 評価項目」に基づき、以下の通り採点する。

$$\text{技術点} = \langle \text{一次選考 (書類審査) の技術点 (100 点満点)} + \text{二次選考のうちプレゼンテーション審査の技術点 (100 点満点)} \rangle \times 0.425$$

④価格点 (価格審査)

価格点は 15 点満点とし、提案見積書の金額に基づき、以下の計算式の通り採点する。

$$\text{価格点} = 15 \text{ 点} \times (1 - \text{提案価格} \div \text{予定価格})$$

(5) 評価項目

技術点の審査は一次選考、二次選考それぞれ以下の項目で評価、採点を行う。価格点は見積額をもとに二次選考で採点を行う。

評価点	選考	区分	評価項目	配点割合
技術点 (85 点)	一次選考 (書類審査)	業務実績	類似業務の実績 専門分野の知識	42.5%
		業務体制	適切な実施体制 情報入手体制	
		構成・デザイン	TOP ページについての提案 各コンテンツについての提案 操作性についての提案	
		情報提供	予想情報についての提案 特別競輪・記念競輪の特設サイトについての提案	
		売上浮揚	売上浮揚策についての提案	
		その他	下記の要素から総合的に評価 ・提案内容の具体性及び実現性 ・提案書の見やすさ	
	二次選考 (プレゼンテーション審査)	TOP ページ	デザイン性 各コンテンツのレイアウト	42.5%
		各コンテンツ	内容の充実度 デザイン性及び統一性	
		操作性	各コンテンツへのアクセス時及び閲覧時の利便性	
		予想情報	内容の充実度 アクセス数の向上及び閲覧から投票につながる工夫	
		特設サイト	開催に向けて盛り上げるための工夫	
		売上浮揚策	本場・場外開催や電話インターネット投票の売上向上につながる工夫	
		その他	下記の要素から総合的に評価 ・提案内容の具体性及び実現性	

			・たちかわ競輪の特徴を活かした 独創性	
価格点（価格審査）（15点）				15%
総合点（100点）				100%

(6) 契約交渉順位

- 1) 契約交渉順位は総合点の高い提案者を第1位の契約候補者として選定する。また、第1位のものが辞退または契約時点で資格がないと認めた場合、次に合計点の高いものを第2位、その者も同様の場合は、さらに次に合計点の高い提案者を第3位と選定する。
- 2) 合計点が同点となった場合、次の順で得点を比較し、得点が高い提案者から順に上位とする。
 - ①二次選考の技術点の合計点
 - ②一次選考の技術点の合計点
- 3) 上記の方法でも同点の場合は、委員会の各委員の投票により、より多くの票を獲得した提案者から順に上位とする。

3. 選定審査表

委員会における審査は、「2. 審査方法等（5）評価項目」に従い、選定審査表により行う。その他は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 技術点は、5段階の方法で評価する。
- (2) 各項目の技術点は、各委員が選定審査表により採点した評価点を、項目ごとに平均（小数点第2位以下切り捨て）して算出し、その合計値を委員会の「2. 審査方法等（5）評価項目」の各評価点とする。
- (3) 価格点は「2. 審査方法等（4）審査基準 2）二次選考基準④価格点」の方法で算出する。（小数点第2位以下切り捨て）

4. 委任

この基準で定めるもののほか、審査について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この基準は、令和6年4月24日から施行する。